

平成19年度決算に係る健全化判断比率等について

健全化判断比率

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額が生じていないため、「－」で表示しました。

いずれの比率についても、早期健全化基準を大幅に下回っています。

	鹿嶋市	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率 「一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率」	－	12.56%	20.0%
連結実質赤字比率 「全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率」	－	17.56%	40.0%
実質公債費比率 「一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率」	14.9%	25.0%	35.0%
将来負担比率 「一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率」	67.2%	350.0%	－

備考 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の早期健全化基準は、各団体の財政規模に応じて算出されます。

2 連結実質赤字比率の財政再生基準は、H21年度決算まで 40%、H22年度決算 35%、H23年度決算から 30%となります。

資金不足比率

いずれの企業会計においても資金不足は生じておらず、資金不足比率は該当ありません。

(単位:百万円)

会計名	事業規模 (A)	資金不足額 (B)	資金不足比率 (B)/(A)	経営健全化基準
水道事業会計	1,317	－	－	20%
大野区域水道事業会計	124	－	－	20%
鹿島臨海都市計画下水道事業公共 下水道特別会計	512	－	－	20%
農業集落排水特別会計	17	－	－	20%
鹿島臨海都市計画事業鹿島神宮駅 周辺北土地地区画整理事業特別会計	123	－	－	20%

1 財政健全化法の概要

平成19年6月15日に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(財政健全化法)が成立し、これまでの地方財政再建促進特別措置法に代わり、新たな地方財政再建制度が整備されました。

新しい地方財政再建制度の特徴としては、①「早期健全化」と「財政再生」の2段階で財政悪化をチェックする仕組みとなったこと、②そのための判断指標として新たな財政指標が設けられたこと、③指標のいずれかが一定以上になると「財政健全化計画」、「財政再生計画」の策定が義務づけられたことなどが挙げられます。

地方公共団体は、毎年度、『健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)』及び『資金不足比率』を算定し、監査委員の審査を経て、議会への報告、公表が義務付けられました。

健全化判断比率等の公表は、平成19年度決算から、また、財政健全化計画等の策定の義務付けは、平成20年度決算から適用となります。

2 健全化判断比率

健全化判断比率とは、次の4つの指標をいいます。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

* 一般会計等の実質的な赤字額が、標準財政規模に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標

標準財政規模：地方税や地方譲与税、地方交付税等、標準的な状態で通常収入が見込まれる経常的一般財源の規模を示すもの。

一般会計等：鹿嶋市においては、一般会計及び墓地特別会計

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

* 全会計の実質的な赤字額が、標準財政規模に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標

連結実質赤字額：全会計の赤字額(資金不足額)から黒字額(資金剰余額)を引いた額

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{(地方債の元利償還金等)} - \text{(特定財源} + \text{元利償還金等に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模} - \text{(元利償還金等に係る基準財政需要額算入額)}}$$

* 一般会計等の実質的な公債費が、標準財政規模(元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を除く。)に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標
起債協議制の下、18%以上になると、許可が必要となります。

地方債の元利償還金等：一般会計等の地方債償還だけでなく、一般会計の繰出金等のうち、企業会計や一部事務組合の地方債の償還に充てられたものも対象です。

特定財源：地方債の償還に充当される国支出金や使用料など

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{(充当可能基金額} + \text{特定財源見込額)} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}}{\text{標準財政規模} - \text{(元利償還金等に係る基準財政需要額算入額)}}$$

* 一般会計等が負担する実質的な債務残高が、標準財政規模(元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を除く。)に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標

将来負担額：一般会計等の地方債現在高、特別会計や一部事務組合の地方債残高に対する一般会計等からの負担見込額、一般会計等が負担見込みの職員退職手当支給予定額、土地開発公社等の負担見込額等

3 資金不足比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

* 各公営企業の資金不足額の、事業の規模に対する割合を示す指標

資金の不足額: 一般会計等の実質赤字額に相当するもの

健全化判断比率等の対象会計

会計分類		会計名称	健全化判断比率等				
一般会計	一般会計等 (普通会計)	一般会計	実 質 赤字比 率	連 結 実 質 赤 字 比 率	実 質 公 債 費 比 率	将 来 負 担 比 率	資 金 不 足 比 率
特別会計		墓地特別会計					
	公 営 事 業 会 計	国民健康保険特別会計					
		介護保険特別会計					
		老人保健特別会計					
	公 営 企 業 会 計	鹿島神宮駅周辺北土地区画整理事業特別会計					
		農業集落排水特別会計					
		公共下水道特別会計					
		水道事業会計					
		大野区域水道事業会計					
一部事務組合		鹿島南部地区消防事務組合					
		鹿島地方事務組合					
		鹿行広域事務組合					
		茨城県市町村総合事務組合					
		茨城県租税債権管理機構					
		茨城県後期高齢者医療広域連合					
地方独立行政法人		(該当なし)					
地方三公社		鹿嶋市土地開発公社					
第三セクター等		茨城県信用保証協会					